

社会福祉法人京都府社会福祉協議会
施設等入所児童自立支援資金貸付業務に関する個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人京都府社会福祉協議会個人情報取扱規程第 18 条の規定に基づく、施設等入所児童自立支援資金貸付業務（以下「本業務」という。）に関する個人情報の種類等については下記のとおりである。

個人情報の種類 （本業務に関わって取得・利用する個人情報）	次の各書類に本業務申請者及び関係者が記載した事項及び本業務担当者が相談により把握し、記載した事項 (1)貸付申請書及び添付書類一式 (2)大学等在学中の在学証明書等関係書類一式 (3)就労に関する従事関係書類一式 (4)返還猶予・返還にかかる関係書類一式 (5)その他、貸付・返還に関係する書類
個人情報の利用目的	本業務の実施にかかる貸付の審査・決定、償還管理、償還免除・償還猶予等、貸付・償還状況等について正確に把握し本業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。
個人情報の利用・提供方法	本業務担当者の管理のもとに書類を施錠可能な書架等において管理し、就業時のみ開錠する。また、パソコンによる各情報の管理においては各自のパスワード設定を行い他者が閲覧できないものとする。 1. 内部での利用 (1)申請・審査状況管理 (2)貸付状況管理 (3)償還状況管理 2. 外部への提供 貸付審査・償還等債権管理業務のため、必要に応じて下記の通り外部への提供を行う場合がある。 (1)申請者が在籍している大学等 (2)申請者が資格を取得するための養成機関 (3)児童養護施設、里親、児童相談所等 (4)従事先事業所 (5)金融機関 (6)住所地・居住地である市区町村及び福祉事務所 (7)警察本部 (8)都道府県社協、全社協

	(9) 京都府 (10) 連帯保証人 (11) その他
その他の情報	本業務担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本業務申請者等から提供を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本業務担当者及び本業務に関わる京都府職員、意見書を提出した施設等の担当者以外には、伝えてはならない。
個人情報保護管理者	事務局長
苦情受付担当者	総務企画部 福祉経営推進課長